

第一種フロン類充填回収業者登録（更新）申請の手引き（大分県）

【対 象】

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象にフロン類を充填・回収する業者

【提出物】

- ・持参、郵送の場合、部数は大分市のみまたは大分県外のみに事業所がある場合は1部提出して下さい。
その他大分県内に事業所がある場合は2部（コピーで可）提出して下さい。
（受領印を押した控えが必要な場合は申請書のコピーと返信用封筒を添付して下さい）
- ・電子申請の場合でも、本人確認書類については持参または郵送による提出が必要です。
- ・県内に複数の事業所がある場合は、様式第1を事業所分コピーして、県内で回収を行う各事業所の内容を記載して下さい。
（県外で回収等を行う場合は、別途、当該県外事業所の所在地を管轄する県の登録が必要です）

□ 第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第1）

□ 本人確認書類 ※発行日より3ヶ月以内

- ・個人…住民票の写し ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
- ・法人…登記事項証明書（コピー不可）

※法人のかたは電子申請上で会社法人等番号（12桁）を入力した場合、登記事項証明書の原本提出を省略することができます。

□ フロン類回収設備の所有権（使用する権限）を有することを証する書類

- ・自ら所有…購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等の写し（いずれか）
※ただし、紛失などの理由により、書類を提出できない場合は、フロン類の回収設備の写真（全体写真及びメーカー・型式がわかる写真）及びフロン類の回収設備を所有している旨の申立書を提出してください。
- ・借用等……借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等の写し（いずれか）

□ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・申請時の内容が確認できる取扱証明書、仕様書、カタログ等の書類（写しでも可）
 - ・書類が何も無い場合は、写真等でも可
- ※能力が200g/分未満の場合「充填量50kg以上の第一種特定製品」からの回収はできません。

□ 申請者が法第29条第1項各号（欠格要件）に該当しないことを説明する書類

- ・申立書でも可（ホームページに様式を掲載しています。）

□ 充填・回収を自ら行う者又は立ち合う者の資格証明書や受講証明書等のコピー

□ 登録（更新）申請手数料 5,000円

- ・電子申請の場合：クレジットカードまたはペイジーにより納付することが可能です。
- ・持参、郵送の場合：大分県収入証紙5,000円を申請書（様式第1）の裏面に張り付ける。
※証紙売捌所：県庁（生協）、地方振興局、県税事務所、土木事務所、食品衛生協会（保健所内）
ほか（大分県職員生協(097-532-4917)で郵送対応しています）

【提出先】

主要な事業所がある場合	提出先名称	住所	電話番号
大分市、大分県外	生活環境部循環社会推進課	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	097-506-3126
別府市、杵築市、日出町	東部保健所 衛生課	〒874-0840 別府市大字鶴見 14-1	0977-67-2513
国東市、姫島村	東部保健所国東保健部 健康安全・衛生課	〒873-0504 国東市国東町安国 786-1	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所 衛生課	〒875-0041 臼杵市大字臼杵 72-34	0972-62-9171
由布市	中部保健所由布保健部 健康安全・衛生課	〒879-5421 由布市庄内町柿原 337-2	097-582-0660
佐伯市	南部保健所 衛生課	〒876-0844 佐伯市向島 1-4-1	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所 衛生課	〒879-7131 豊後大野市三重町市 934-2	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所 衛生課	〒877-0025 日田市田島 2-2-5	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所 衛生課	〒871-0024 中津市中央町 1-10-42	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部 健康安全・衛生課	〒879-0621 豊後高田市是永町 39	0978-22-3165

※県内に事業所がない場合

【この通知に関する問い合わせ先】

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 大分県生活環境部循環社会推進課 TEL 097-506-3126